

学 則

- 1 研修の目的 在宅・施設問わず、介護職として働く基本となる知識・技術を修得する。
「こころとからだのしくみと生活支援技術」を通して演習による介護技術の修得。認知症高齢者の増加を見込んで認知症に対する理解を深める。
- 2 研修の名称 介護基礎科
- 3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料（円）
釧路市	通学制 昼間	3ヶ月	3ヶ月	15	11,300円程 (テキスト代)

受講対象者 公共職業安定所の受講指示が受けられる求職者の方

- 4 受講手続
 - (1) 募集期間 介護基礎科Ⅰ 3月初旬
介護基礎科Ⅱ 7月初旬
定員になり次第締め切る。
 - (2) テキスト代納入方法 開講後、指定日までに指定の銀行に振り込むこと。(一括納入)
- 5 カリキュラム 別紙1様式添付
- 6 主要テキスト 中央法規出版(株) 介護職員初任者研修テキスト
- 7 修了認定
 - (1) 出欠の確認方法 出席簿を作成し、担当者が出席を確認・印を押す。
 - (2) 成績の認定方法 所定の科目を履修した者に対して、講義及び演習の試験を行う。
合格点は60点以上とする。
 - (3) 修了の認定方法 所定の全科目において合格点に達した者、受講態度でも評価する。
 - (4) 修了証明書 別紙添付(別紙5)
修了証明書の再交付は、再交付申請書の提出により交付する。
修了証明書再交付代 (大) 500円 (小) 300円
- 8 補講の取扱い 補講者には別途日程を決め補講を行う。
科目によっては補講料を必要とする。
- 9 退学規定
 - (1) 受講者の申し出による場合、所定の退学届を提出する。
 - (2) 学校の秩序を著しく乱した者。
 - (3) 欠席・遅刻が多く修了の見込みのない者。
 - (4) 素行不良で改善の見込みのない者。
- 10 講師 別紙3号様式添付
- 11 その他
この学則は令和6年7月1日から施行する。
この学則は令和7年4月1日から施行する。

注1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修に
関しての学則を別途定めるものとする。

注2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である）。要綱10（1）に掲げる
項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても項目を統合、追加して
も構わない。なお、項目によっては、必要に応じて別紙として添付すること。

注3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。

- (1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。
- (2) 「修業年限」は、要綱4（3）の期間内であること。
- (3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、
月又は日を単位として記載すること。例 1年、3ヶ月、90日
- (4) 「カリキュラム」は、別紙1に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時
間数等を記載すること。
- (5) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について
記載すること。
- (6) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱12を満たすものであること。
修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。
- (7) 「補講の取扱い」は、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。
- (8) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に
退学を命じる場合の方法等）を記載すること。
- (9) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。
- (10) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。
- (11) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付3号様式、添付5号様式を利用
して構わない。